

児童発達支援(センター以外)

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<p>指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする</p> <p><input type="checkbox"/> 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計が、</p> <p style="margin-left: 20px;">障害児の数が10までのもの… 2以上 障害児の数が10を超えるもの…2に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p><input type="checkbox"/> 指導員又は保育士のうち1人以上は常勤であること</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="margin: 0;">指定児童発達支援の単位 指定児童発達支援であってその提供が同時に一又は複数の障害児に対し</p> </div> <p style="text-align: center;">●—————●</p> <p>主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとする</p> <p><input type="checkbox"/> 嘱託医 1以上</p> <p><input type="checkbox"/> 看護師 1以上</p> <p><input type="checkbox"/> 児童指導員又は保育士 1以上</p> <p><input type="checkbox"/> 機能訓練担当職員 1以上</p>
② 児童発達支援管理責任者	<p><input type="checkbox"/> 1人以上は専任かつ常勤であること</p>
③ 管理者	<p><input type="checkbox"/> 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置く</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

(2) 設備に関する基準

① 利用定員	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 利用定員 10人以上<input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員 5人以上
② 設備及び備品	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指導訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えていること<input type="checkbox"/> 指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品<input type="checkbox"/> これらの設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではない。
従たる事業所を設置する場合の特例	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業所は、指定児童発達支援における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置することができる。(児童発達支援センターは従たる事業所を設置することはできない)<input type="checkbox"/> 従たる事業所を設置する場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものでなければならない<input type="checkbox"/> 主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であつて、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
その他 (運営の基準より一部 抜粋)	<p>指定障害児通所支援事業者等との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない <p>協力医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない(医療型を除く) <p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない